

農林水産省に追加説明を求める事項 (イノベーション創出基礎的研究推進事業)

1. 計画

「イノベーション創出基礎的研究推進事業」及び「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」は、各々、生研センター及び農林水産省が実施することとしているが、別の組織において実施する趣旨、目的について示されたい。

本事業は、対象とする研究分野、その分野毎の研究課題等を指定して、研究課題の提案を募集するのか。その場合、イノベーション創出基礎的研究推進事業を推進するにあたり先導する技術開発の加速課題とし「新食品」「新素材」「バイオ燃料の拡大利用」「ゲノム科学」等のアウトカムを示しているが、課題採択の審査に活用するため、それら課題の明確で具体的な課題解決の目標が設定または検討されているか。

特に新食品、バイオ燃料の利用拡大は社会的ニーズ、期待の高い課題であり、これら研究開発成果を地域農業の活性化、産業振興に結びつけるための体系化が考えられているか。

科研費等で得られた技術シーズも含め、その活用を促進する方策を示されたい。

課題応募に当たって、HP での公表とは別に、説明会等の開催予定はあるか。研究機関は、3 年型、5 年型提案等の複数プログラムを設定するのか示されたい。

「技術シーズ型（若手育成枠を含む）」と「発展型」への想定している資源配分の比率について示されたい。

本事業において、人件費を支給できる研究者の拡大の取り組みについて示されたい。

若手育成枠については、これまでの採択率が極めて低い状況にあるが、それを改善するために、もう少し研究費を低く設定して採択数を増やす等の対応は行えないか。

ベンチャー育成について、フェーズIIの研究開発期間を2年、研究費の上限を3000万円とした根拠は何か。

2. 審査体制

イノベーション創出の可能性を見極めるためには、農業・食品以外の分野や、産業的視点等異なる視点を持った評価者による審査・評価が重要であるが、選考・評価委員会のメンバーの分野構成等はどのようになっているか。また、適切な評価を行う人材確保のためには、評価者の評価を行う等の対応も必要ではないか。

課題採択の審査に当たって、農林水産省で行われている他のプロジェクトや、他府省の競争的研究資金制度採用提案との重複を排除する仕組みについて示されたい。また、申請書にエフォートを記入するシステムとなっているか示されたい。

3. 実施体制

実施機関である生研センター内に独立（独自）の本事業推進体制を設置する予定はあるか。

生研センターにおいて、研究の質の向上や研究成果の活用のための支援および研究成果の普及等を実施するとしているが、具体的な組織について示されたい。

「イノベーション創出基礎的研究推進事業」と「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の両事業間のPO同士のコミュニケーションを行うとしているが、具体的な連携の方策について示されたい。

本事業におけるPO、PDは専任か、兼任か、また夫々の役割、責任、権限について示されたい。

総括PO2名は、「技術シーズ開発型」1名、「発展型」1名と理解してよいか。PO13名は複数の課題を担当するのかを示されたい。

イノベーションの創出、研究の着実な発展のためのシームレスな仕組みの構築について、具体的な方策を示されたい。

4 . 評価体制

平成15年度に実施された競争的研究資金制度の評価において、「研究制度評価を行う仕組みを整備することが望まれる」と指摘されているが、本事業に係る研究制度評価について、農林水産省として、どういう取り組み方針であるかを示されたい。

ヒアリング時での説明では、「本事業の評価は年々の独法機関評価で行う」との説明であったが、組み替え前の2事業のH18年度の独法評価結果が組み替えにどう反映されているか示されたい。

独法評価委員会で行うとされている本事業の年度評価は、他の大課題、中課題と並列で行う予定か。本事業を別個に行う予定はあるか。

本事業の中間評価は、独法評価で行う評価とは独立に、選考・評価委員会で実施されるのか。

5 . その他

(独)農研機構は、実施機関(ファンディング機関)であると同時に、研究開発実施期間(申請者)であることから、利益相反に関しては適切に対処しているか。

農林水産省に追加説明を求める事項 (新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業)

1. 計画

個別の採択研究課題について、アウトカムやロードマップはそれぞれの計画において明らかにされるのか。

事前評価書に当初の目標として、「事後評価時に採択課題の80%以上が当初計画を達成することを目標としている」としているが、本事業の目標に変更はないか。また、当初計画の達成の判断方法、目標を80%とした根拠、未達成の場合の具体的な措置、事後評価の具体的な時期について示されたい。

本事業の平成20年度予算概算要求額が、事前評価書の評価個票には31億円、一方、評価検討会資料には90億円と記載されている。予算総額の多寡は、制度の事前評価の重要な案件と考えられるが、この差異について説明されたい。

課題応募に当たって、HPでの公表とは別に、説明会等の開催予定はあるか。

本事業において、人件費を支給できる研究者の拡大の取り組みについて示されたい。

イノベーションの創出、研究の着実な発展のためのシームレスな仕組みの構築について、具体的な方策を示されたい。

2. 審査体制

個別の審査の体制、審査員の選定方法について示されたい。

課題採択の審査に当たって、農林水産省で行われている他のプロジェクトや、他府省の競争的研究資金制度採用提案との重複を排除する仕組みについて示されたい。

3. 実施体制

本事業を推進する独立した推進チーム等を農林水産技術会議事務局内に

設置する予定はあるか。また、本事業における PO、PD の役割、責任、権限等、推進体制の詳細について示されたい。

現場対応型の課題設定（現場ニーズの把握）の具体的な方法、手順について示されたい。

「産学官連携による食料産業活性化のための新技術開発制度」は平成 19 年度で全て終了する予定か。

4 . 評価体制

当該事業の研究制度評価の具体的な取り組みについて示されたい。

5 . その他

「産学官連携による食料産業活性化のための新技術開発制度」ならびに「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」制度について、研究機関、研究期間、予算額、目的、成果、普及・実用化の状況等が記載された、直近の研究成果の一覧表を示されたい。